

## 水戸市マスコットキャラクターみとちゃんふわふわドーム遊具貸出要項

水戸市マスコットキャラクターみとちゃんふわふわドーム遊具貸出要項を次のように定める。

令和6年10月10日

(公財)水戸市スポーツ振興協会

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市マスコットキャラクターみとちゃんのふわふわドーム遊具（以下「ふわふわドーム遊具」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象等)

第2条 ふわふわドーム遊具の貸出しを受けられるものは、市内で活動する法人又は団体あるいは企業とする。

2 ふわふわドーム遊具の貸出しは、ふわふわドーム遊具を市内で使用する場合であって、かつ、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 水戸市及び(公財)水戸市スポーツ振興協会が共催又は後援、あるいは協力する事業において使用する場合。

(2) 市のPR又はイメージアップに資する場合。

(3) 社会貢献活動等公益的な目的のために使用する場合。

(4) 前3号に掲げるもののほか、(公財)水戸市スポーツ振興協会理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める場合。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当すると認めるときは、ふわふわドーム遊具の貸出しをしないものとする。

(1) 市の信用、品位、イメージ等を損なうおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 政治、宗教、思想等の活動に使用するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(5) 個人的な行事等で使用するおそれがあるとき。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業において使用するおそれがあるとき。

(7) 別に定めるふわふわ遊具の使用に当たっての使用方法等（以下「ふわふわドーム遊具使用マニュアル」という。）に従って使用されないおそれがあるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準じた使用をするおそれがあるとき。

(貸出期間)

第3条 ふわふわドーム遊具を貸出しする期間は、原則として5日以内とする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出等の場所)

第4条 ふわふわドーム遊具の貸出及び返却は、(公財)水戸市スポーツ振興協会事業課で行うものとする。

(貸出料)

第5条 ふわふわドーム遊具の貸出しに係る料金は、1回100,000円(税込み)とする。

(貸出しの仮予約・申請)

第6条 ふわふわドーム遊具の貸出しを受けようとするものは、原則としてふわふわドーム遊具を使用する日の6か月前から2週間前までの間に、(公財)水戸市スポーツ振興協会事業課にふわふわドーム遊具借用の仮予約をし、ふわふわドーム遊具借用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、(公財)水戸市スポーツ振興協会に提出しなければならない。

(貸出し条件・決定)

第7条 前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、貸出しの可否を決定したときは、ふわふわドーム遊具貸出(変更)承認・不承認決定通知書(様式第2号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 貸出しの条件として、ふわふわドーム遊具の設営・運用・撤去時は、(公財)水戸市スポーツ振興協会が指定する業者(以下「指定業者」という。)を置く事とする。その他、(公財)水戸市スポーツ振興協会は、当該貸出の決定に条件を付することができる。

(変更の申請)

第8条 前条の規定による貸出しの決定を受けたもの(以下「借用者」という。)は、同条の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、ふわふわドーム遊具借用変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請に係る決定について準用する。

(決定の取消し等)

第9条 借用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ふわふわドーム遊具貸出承認取消通知書(様式第4号)によりふわふわドーム遊具の貸出しの決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する貸出しの対象に該当しなくなったとき。
- (2) 第11条に定める遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりふわふわドーム遊具の貸出しの決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふわふわドーム遊具の貸出しが適当でないとして理事長が認めたとき。
- (5) 破損・故障など、何らかの理由でふわふわドーム遊具の使用ができない場合。

2 借用者は、前項の規定によりふわふわドーム遊具の貸出しの決定を取り消された場合において、既にふわふわドーム遊具の貸出しを受けているときは、指定する期日までにふわふわドーム遊具を返却しなければならない。

(借用)

第 10 条 借用者は、(公財)水戸市スポーツ振興協会指定業者立会いのもと、ふわふわドーム遊具使用マニュアルによる確認及びふわふわドーム遊具の点検を行った上でふわふわドーム遊具を借用するものとする。

(使用上の遵守事項)

第 11 条 借用者は、ふわふわドーム遊具を使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出しの承認を受けた目的以外の用途には使用しないこと。
- (2) ふわふわドーム遊具又はふわふわドーム遊具の使用をすることができる権利を第三者に譲渡又は転貸をしないこと。
- (3) ふわふわドーム遊具使用マニュアルに従って使用すること。
- (4) 水戸市又は水戸市マスコットキャラクターみとちゃんの信用、品位、イメージ等を損なう使用をしないこと。

(管理)

第 12 条 借用者は、借用したふわふわドーム遊具について指定業者の注意をもって管理するものとする。

- 2 借用者の故意又は過失による破損、故障、紛失等が発生した場合は、借用者が損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 借用者の故意又は過失による破損、故障、紛失等が原因で発生した事故において、第三者に損害が生じた場合は、借用者が責任を負うものとする。

(返却)

第 13 条 借用者は、貸出期間内にふわふわドーム遊具を返却しなければならない。

- 2 借用者は、前項の返却をするときは、(公財)水戸市スポーツ振興協会指定業者によるふわふわドーム遊具の点検を受けなければならない。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。